

総社市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月19日

総社市長 片岡 聡 一

総社市条例第9号

総社市介護保険条例の一部を改正する条例

総社市介護保険条例（平成17年総社市条例第144号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改正後	改正前
<p>（保険料率）</p> <p>第2条 令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>（1）介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。） 第39条第1項第1号に掲げる者 年額 <u>34,200円</u></p> <p>（2）令第39条第1項第2号に掲げる者 年額 <u>47,800円</u></p> <p>（3）令第39条第1項第3号に掲げる者 年額 <u>51,300円</u></p> <p>（4）令第39条第1項第4号に掲げる者 年額 <u>61,500円</u></p> <p>（5）令第39条第1項第5号に掲げる者 年額 <u>68,400円</u></p> <p>（6）令第39条第1項第6号に掲げる者 年額 <u>82,000円</u></p> <p>（7）令第39条第1項第7号に掲げる者 年額 <u>88,900円</u></p> <p>（8）令第39条第1項第8号に掲げる者 年額 <u>102,600円</u></p> <p>（9）令第39条第1項第9号に掲げる者 年額 <u>116,200円</u></p> <p>（10）令第39条第1項第10号に掲げる者 年額 <u>129,900円</u></p> <p>2 令和3年度から令和5年度までの令第39条第1項第6号イの規定による合計所得金額は、120万円とする。</p> <p>3 令和3年度から令和5年度までの令第39条第1項第7号イの規定</p>	<p>（保険料率）</p> <p>第2条 平成30年度から令和2年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>（1）介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。） 第39条第1項第1号に掲げる者 年額 <u>32,400円</u></p> <p>（2）令第39条第1項第2号に掲げる者 年額 <u>45,300円</u></p> <p>（3）令第39条第1項第3号に掲げる者 年額 <u>48,600円</u></p> <p>（4）令第39条第1項第4号に掲げる者 年額 <u>58,300円</u></p> <p>（5）令第39条第1項第5号に掲げる者 年額 <u>64,800円</u></p> <p>（6）令第39条第1項第6号に掲げる者 年額 <u>77,700円</u></p> <p>（7）令第39条第1項第7号に掲げる者 年額 <u>84,200円</u></p> <p>（8）令第39条第1項第8号に掲げる者 年額 <u>97,200円</u></p> <p>（9）令第39条第1項第9号に掲げる者 年額 <u>110,100円</u></p> <p>（10）令第39条第1項第10号に掲げる者 年額 <u>123,100円</u></p> <p>2 平成30年度から令和2年度までの令第39条第1項第6号イの規定による合計所得金額は、120万円とする。</p> <p>3 平成30年度から令和2年度までの令第39条第1項第7号イの規定</p>

改正後	改正前
<p>よる合計所得金額は、<u>210万円</u>とする。</p> <p>4 <u>令和3年度から令和5年度までの令第39条第1項第8号イの規定</u>による合計所得金額は、<u>320万円</u>とする。</p> <p>5 <u>令和3年度から令和5年度までの令第39条第1項第9号イの規定</u>による合計所得金額は、450万円とする。</p> <p>6 第1項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和3年度から令和5年度までの各年度</u>における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>20,600円</u>とする。</p> <p>7 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和3年度から令和5年度までの各年度</u>における保険料率について準用する。この場合において、前項中「<u>20,600円</u>」とあるのは「<u>34,200円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>8 第6項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和3年度から令和5年度までの各年度</u>における保険料率について準用する。この場合において、第6項中「<u>20,600円</u>」とあるのは「<u>47,900円</u>」と読み替えるものとする。</p>	<p>による合計所得金額は、<u>200万円</u>とする。</p> <p>4 <u>平成30年度から令和2年度までの令第39条第1項第8号イの規定</u>による合計所得金額は、<u>300万円</u>とする。</p> <p>5 <u>平成30年度から令和2年度までの令第39条第1項第9号イの規定</u>による合計所得金額は、450万円とする。</p> <p>6 第1項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和2年度</u>における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>19,500円</u>とする。</p> <p>7 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和2年度</u>における保険料率について準用する。この場合において、前項中「<u>19,500円</u>」とあるのは、「<u>32,400円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>8 第6項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和2年度</u>における保険料率について準用する。この場合において、第6項中「<u>19,500円</u>」とあるのは、「<u>45,400円</u>」と読み替えるものとする。</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の総社市介護保険条例の規定は、令和3年度以降の年度分の保険料について適用し、令和2年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。